

IP アドレス等料金体系改定(案)

IP アドレス等料金体系改定に関し、以下のように実施することについてご承認願います。

1. IP アドレス等料金体系改定案

IP アドレスおよび AS 番号にかかる料金を以下の通りとする。

■維持料 (改定)

JPNIC から割り振りまたは割り当てを受けている場合に、保有する IP アドレス総量に応じて、以下の計算式により算出した金額を年間の料金 (維持料) として支払うものとする。

(対象: IP アドレス管理指定事業者(IP 指定事業者)が JPNIC から割り振りを受けた IP アドレス (PA アドレス)、特殊用途用プロバイダ非依存アドレス(特殊用途用 PI アドレス)、歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス(歴史的 PI アドレス))

なお、IPv4 および IPv6 両方のアドレスの割り振りを受けている場合は、該当する維持料をそれぞれ算出し、金額の高い方を維持料として支払うものとする。

IP アドレスと AS 番号の両方を保有している場合は、保有している IP アドレス数に基づいて算出した維持料のみ支払うものとする。

最低料金額を年間 52,500 円とし、算出額がこれに満たない場合、この金額を支払うものとする。

IPv4 アドレスによる算出式= $(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{保有アドレス総数}-9)}) + \text{消費税}$

IPv6 アドレスによる算出式= $(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{保有アドレス総数}-23)}) + \text{消費税}$

AS 番号のみを保有している場合は、保有している AS 番号の数に関わらず年間 52,500 円とする。2012 年度分の維持料は、2012 年 4 月 1 日 0:00 時点の保有アドレス数に基づき算出する。

■割り振り手数料、契約申請手数料、AS 番号割り当て手数料 (廃止)

IP 指定事業者の追加割り振りにかかる割り振り手数料、特殊用途用 PI アドレスの割り当て毎にかかる契約申請手数料、AS 番号割り当て手数料を廃止する。

■契約料 (変更なし)

IP 指定事業者の新規契約にかかる契約料はこれまで通りとする。

ただし、特殊用途用 PI アドレスの契約申請手数料、AS 番号割り当て手数料の廃止に伴い、これまで JPNIC と契約関係がなく、新たに特殊用途用 PI アドレス割り当て、AS 番号割り当てを受ける場合は、新規契約のための手数料として IP 指定事業者と同様に契約料 262,500 円を支払うものとする。

2. 施行時期

上記料金体系案は、2012 年 4 月 1 日からの適用とする。

3. 経過措置

2012 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までの 2 年間を経過措置期間とし、新たに課金対象となる歴史的 PI アドレスおよび AS 番号の維持料を、2012 年度 50%、2013 年度 25% 割り引く。経過措置期間は、IP 指定事業者が保有する PA アドレスおよび特殊用途用 PI アドレスについては、現行の料金体系 (契約料、契約申請手数料、維持料、割り振り手数料) を継続して適用する。

4. 今後の予定

2011 年 6 月 16 日 第 44 回総会 (料金体系改定の審議)
2011 年 7 月～ 改定した「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」の公示と規約への合意を確認する文書の取り交わし
(改定規約文書、説明資料、合意確認書面、請求見込み額等の文書を送付し、署名捺印した合意確認書面を返送いただく予定)
2011 年 12 月 第 45 回総会 (進捗報告)
IP 管理指定事業者向け「IP アドレス割り当て等に関する規則」と特殊用途 PI アドレス向け「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」の改定公示
以上